

経理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール（以下、当法人という。）の業務遂行を伴う諸取引を正確かつ迅速に処理し、財政状態及び経営成績に関し、真実かつ正確な報告を提供するとともに、経営活動の計数的把握を通じて、経営活動の効率的運営を推進することを目的とする。

(適用)

第2条 当法人の財務経理事務の処理は、この規程に定めるところによる。

(財務経理事務の範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる財務経理関係事項について適用する。

- (1) 会計帳簿及び帳票に関する事項
- (2) 金銭出納に関する事項
- (3) 決算に関する事項
- (4) 税務会計に関する事項

(会計年度)

第4条 当法人の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計単位)

第5条 当法人の財務経理は、原則として法人で統一とする。

(区分・部門別管理)

第6条 当法人の活動計算は、法令及び定款に従い区分管理を行い、必要に応じて部門別の管理を行う。

(担当部署)

第7条 財務経理事務は経理チームが行う。

(責任者)

第8条 財務経理総括責任者は、事務局長とする。

(担当者)

第9条 財務事務及び経理事務は、経理チーム所属の職員が遂行する。財務事務担当者及び経理事務担当者は、職制に基づいて定める。必要に応じて財務事務及び経理事務を社外に委託することができるが、その判断・承認は事務局長が行い、その責任は事務局長にあるものとする。

- 2 財務事務担当者及び経理事務担当者は、財務経理総括責任者の指示のもとに、この規程の定めるところに従い、財務事務及び経理事務を遂行する。

(機密保持)

第10条 財務経理事務を通じて知り得た当法人の機密に関する事項は、法令又は代表理事の許可なくして漏らしてはならない。

第2章 会計帳簿及び帳票

(原則)

第11条 当法人の取引は、全て適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に帳簿及び伝票に記録、整理しなければならない。

(勘定科目)

第12条 当法人の勘定科目及びその配列は、NPO法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計慣行を斟酌して決定する。

(会計伝票)

第13条 すべての取引は、原則として会計帳簿に記録に残す。会計帳簿は、電磁的記録による方法、紙による方法どちらかの方法によって作成する。

(会計帳簿)

第14条 当法人の会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 補助元帳
- (3) 残高試算表

第3章 金銭出納

(範囲)

第15条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

(出納担当部署)

第16条 金銭の出納は原則として経理チームがこの責任を負う。経理責任者の判断で、金銭の出納の業務を、社内及び社外の者に委任することができる。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納責任者は、経理チーム長とする。

(出納担当者)

第18条 出納担当者は、出納責任者が担当者を定める。必要に応じて出納事務を社外に委託することができるが、その責任は経理チームにあるものとする。

(間接入金)

第19条 金銭の出納は、出納担当者が行うこととし、出納担当者以外の者が金銭を受領した場合には、すみやかにこれを出納担当者に引き渡さなければならない。

(領収書)

第20条 金銭を収納した場合には、原則として領収書を作成して交付する。

(収納)

第21条 収納した金銭は、すみやかに銀行口座へ入金させるものとする。

- 2 金銭の収納に用いる口座は、経理チームが管理するものとする。

(支払基準)

第22条 商品、物品及び用役、サービス等の支払いは、契約書等で定められた支払条件によるものとする。

- 2 契約書等で定められた支払条件がない場合、当法人の支払いは原則として月末締め翌月末日銀行振込払いとし、その旨、取引先の理解を得るものとする。

(支払の依頼)

第23条 金銭の支払いに際しては、各業務担当者は、請求その他取引を証する証憑に基づいて、規定された者の承認を得て、経理チームに支払いを依頼するものとする。

第4章 決算

(責任者)

第24条 決算責任者は、財務経理総括責任者とする。

(予算)

第25条 財務経理総括責任者は、事業計画及び予算を作成する責任者とする。

(決算諸表)

第26条 期末決算においては、以下の決算諸表を作成する。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 活動計算書
- (4) 財産目録
- (5) その他法令等に定められた書類

(決算報告)

第27条 財務経理総括責任者は、毎期末の決算諸表を取りまとめ、代表理事に提出する。

第5章 税務会計

(税務の基本原則)

第28条 税務の処理に当たっては、税務関係法令を適正に解釈し、適正額による申告及び納税を行わなければならない。

(税務申告)

第29条 税務申告は、財務経理総括責任者がこれを取りまとめ、代表理事の承認を得て行う。

(改 廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年11月1日より施行する。(令和5年10月30日理事会議決)